

香川県報



第 51 号

平成 18 年

6月30日(金曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

告 示

○急傾斜地崩壊危険区域の指定

（河川砂防課）

一

○港湾施設の供用開始

（港 湾 課）

一

●昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部改正

（審 査 課）

二

公 告

○土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

一

○土地改良事業の適否決定

（ ” ” ）

一

人事委員会規則

●職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

三

告 示

●香川県告示第四百八十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

その関係図書は、香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次に掲げる地番の土地並びに同地番に介在する水路敷（別図に示す部分に限る。）

区域名	郡市名	町名	大字名	字名	地番
綾坂	坂出市	府中町		綾坂	七八二番地一、七八二番地三、七八二番地一、七八二番地二、七八二番地一、七八二番地一六、七八二番地二〇、七八二番地二一、七八二番地二二、七八二番地二九番地の土地（別図に示す部分に限る）

（「別図」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県中讃土木事務所総務課に備え置いて縦覧に供する。）

●香川県告示第四百八十八号

香川県管理港湾において次のように港湾施設の供用を開始したので、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第十二条第五項の規定に基づき告示する。

平成十八年六月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

港湾施設の種類	名称	位置	面積	数量	能力
港湾環境整備施設（緑地）	浜ノ町港湾緑地	高松市浜ノ町六八番四三	面積 一、五〇五平方メートル		
水域施設（泊地）	五号泊地	香川郡直島町字宮浦地先	面積 五、六〇〇平方メートル 水深 トル マイナス二・〇メートル		
係留施設（物揚場）	物揚場（マ イナス二・〇メートル）	香川郡直島町字宮浦地先	延長 一四〇・〇メートル エプロン幅 六・〇メートル 水深 トル マイナス二・〇メートル		対象船舶 漁船・三トン未満 係留可能隻数 三二隻

係留施設 (浮棧橋)	宮浦二号浮 棧橋	香川郡直島町 字宮浦地先	延長 五〇・〇メートル 幅員 六・〇メートル 水深 マイナス二・〇メー トル	対象船舶 漁船・プレジャー ボート 係留可能隻数 三六隻
係留施設 (浮棧橋)	宮浦三号浮 棧橋	香川郡直島町 字宮浦地先	延長 七〇・〇メートル 幅員 二・五メートル 水深 マイナス二・〇メー トル	対象船舶 プレジャーボート 係留可能隻数 二六隻
係留施設 (船揚場)	宮浦船揚場	香川郡直島町 字宮浦地先	延長 六・〇メートル 幅員 四一・八メートル 水深 マイナス二・〇メー トル 面積 二五〇平方メートル	対象船舶 漁船・二〇トン未 満

●香川県告示第四百八十九号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十八年七月三日から施行する。

平成十八年六月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定金融機関 2 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表中

東支店	高松市	消費生活センター、東讃県税事務所、環境保健研究センター、精神保健福祉センター、教育委員会事務局東讃教育事務所
松福出張所	高松市	

東支店	高松市	消費生活センター、東讃県税事務所、環境保健研究センター、精神保健福祉センター、教育委員会事務局東讃教育事務所
-----	-----	--

宮脇支店	高松市	
------	-----	--

宮脇支店	高松市	
松福支店	高松市	

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香川用水土地改良区の定款の変更を平成十八年六月二十一日認可した。

平成十八年六月三十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年六月十九日適当と決定した。

を に、 を に、

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年七月七日から同月二十七日まで縦覧に供する。

平成十八年六月三十日

香川県知事 真鍋 武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
木田郡三木町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業花丸地区	三木町産業振興課
〃	単独県費補助土地改良事業深谷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業平野池地区	〃

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年六月三十日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

香川県人事委員会規則第二十三号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和三十二年香川県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条を次のように改める。

（採用試験の公告）

第二十四条 採用試験の公告は、電子情報処理組織を使用する方法その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十八年六月三十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています